

○国立大学法人埼玉大学の保有する個人情報の保護 に関する規則

〔平成18年6月8日〕
規則第106号

改正	平成18. 6. 22	18規則112	平成20. 1. 24	19規則89
	平成20. 8. 7	20規則84	平成22. 3. 29	22規則18
	平成24. 9. 25	24規則34	平成27. 10. 8	27規則25
	平成27. 12. 17	27規則32	平成28. 4. 28	28規則1
	平成29. 3. 23	28規則35	平成29. 10. 5	29規則11
	平成30. 12. 13	30規則9	令和元. 11. 18	元規則30
	令和4. 3. 17	3規則40	令和4. 7. 28	4規則9
	令和6. 2. 15	5規則47		

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条－第5条）
- 第3章 教育研修（第6条）
- 第4章 個人情報の取扱い（第7条－第16条）
- 第5章 業務の委託等（第17条－第19条）
- 第6章 安全確保上の問題への対応（第20条・第21条）
- 第7章 第三者への提供（第22条－第27条）
- 第8章 仮名加工情報（第28条・第29条）
- 第9章 監査及び点検（第30条－第32条）
- 第10章 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第33条）
- 第11章 開示、訂正及び利用停止並びに審査請求（第34条）
- 第12章 行政機関等匿名加工情報の提供（第35条－第49条）
- 第13章 苦情処理（第50条）
- 第14章 行政機関との連携（第51条）
- 第15章 雑則（第52条－第54条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報の適切な保護に関して必要な事項及び行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることに

より、本学の事務及び事業の適切かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「部局等」とは、各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部、教育学部附属学校及び事務局をいう。

2 この規則において「教職員等」とは、役員、常勤教職員、非常勤教職員及び派遣労働者をいう。

3 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

4 この規則において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、その他の符号のうち、別に定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

5 この規則において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして

別に定める記述等が含まれる個人情報という。

- 6 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報又は個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この規則において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第3項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第3項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この規則において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第3項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第3項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この規則において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この規則において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして別に定めるものを除く。）をいう。
 - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、情報の集合体に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものであって、目次、牽引その他の検索を容易にするためのものを有するもの
- 11 この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する

個人情報という。

1 2 この規則において「保有個人情報」とは、本学の教職員等が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の教職員等が組織的に利用するものとして、本学が保有するものをいう。ただし、国立大学法人埼玉大学法人文書管理規則（平成23年規則第2号）第2条第1項に規定する法人文書（以下「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

1 3 この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、第10項各号に掲げるものをいう。この場合において、「個人情報」とあるのは「保有個人情報」と、第2号中「体系的に構成したものとして別に定めるもの」とあるのは「体系的に構成したもの」と読み替えるものとする。

1 4 この規則において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書きに規定する情報を含む。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1) 個人情報保護法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の開示請求（独立行政法人情報公開法第3条の規定による開示の請求をいう。）があったならば、次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 独立行政法人情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第42条の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

1 5 この規則において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報

を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索できるように体系的に構成したものであって、目次、牽引その他の検索を容易にするためのものを有するもの

- 1 6 この規則において「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定される番号をいう。
- 1 7 この規則において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 1 8 この規則において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 1 9 この規則において「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第4項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。）に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 2 0 この規則において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - (4) 地方独立行政法人
- 2 1 この規則において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 本学に総括保護管理者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、本学における個人データ、保有個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の保護に関する事務を総括する任に当たる。

（保護管理者等）

第4条 保有個人情報等を取り扱う課、室、附属学校又は情報メディア基盤センタ

一（以下「事務室等」という。）に、保護管理者を置くとともに、所属の事務室等に保護担当者を置く。

2 保護管理者は、課にあつては課長を、室にあつては室長又は事務長を、附属学校にあつては園長又は校長を、情報メディア基盤センターにあつては情報メディア基盤センター長をもって充てる。

3 保護担当者は、保護管理者が指名する者をもって充てる。

4 前3項の規定にかかわらず、教育・研究関係の保有個人情報等の保護に当たっては、部局等の長を保護管理者とし、当該部局等の教育・研究担当を命ぜられた教員を保護担当者とする。

5 保護管理者は、各事務室等又は各部局等における保有個人情報等を適切に管理する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

6 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各事務室等又は各部局等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

（監査責任者）

第5条 本学に監査責任者を置き、学長の指名する監事をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査の任に当たる。

第3章 教育研修

（教育研修）

第6条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する教職員等に対して、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する教職員等に対し、保有個人情報等の適切な保護のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、事務室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を行うものとする。

4 保護管理者は、保有個人情報等の適切な保護のため、当該事務室等の保有個人情報等の取扱いに従事する教職員等に対して、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 個人情報の取扱い

（教職員等の義務）

第7条 教職員等は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び本学の定める規則並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従

い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 教職員等又はこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用目的の特定)

第8条 教職員等は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 教職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第9条 教職員等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関又は地方公共団体の委託を受け法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

3 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ定めた事務に限定する。

(不適正な利用の禁止)

第10条 教職員等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第11条 教職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならな

い。

2 教職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（他の学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関、次に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国において第2条第21項に規定する学術研究機関等に相当する者、外国において次に掲げる者に相当する者により公開されている場合

ア 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）

イ 著述を業として行う者

ウ 宗教団体

エ 政治団体

(8) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(9) 第22条第2項各号（第28条第6項の規定により読み替えて適用する場合及び第29条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第12条 保護管理者又は保護担当者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめ

その利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 保護管理者又は保護担当者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 保護管理者又は保護担当者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利利益又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
（特定個人情報の提供の求め・収集・保管の制限）

第13条 教職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

- 2 保護管理者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。
（データ内容の正確性の確保等）

第14条 教職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報等を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。ただし、法令又は規程等の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。
（安全管理措置）

第15条 保護管理者は、保有個人情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他保有個人情報等の安全管理のため、次に掲げる事項を含む必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報等へのアクセス制限
- (2) 保有個人情報等の複製・送信・外部への持ち出し制限

(3) 保有個人情報等の保管場所及び安全確保の方法

(4) 保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体の適切かつ安全な廃棄

(教職員等の監督)

第16条 保護管理者は、各事務室等又は各部局等の教育・研究担当を命ぜられた教員及び所属する職員等に保有個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該保有個人情報等の安全管理が図られるよう、当該教職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第5章 業務の委託等

(委託先の監督等)

第17条 保護管理者は、個人データ及び個人番号関係事務の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データ及び個人番号関係事務について第15条と同等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対して次に掲げる必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) 適切な委託先の選定

(2) 委託契約の締結

(3) 委託先における個人データ及び特定個人情報の取扱状況の把握

(個人データ取扱業務の委託等)

第18条 保護管理者は、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任の措置その他必要な事項

2 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人データの秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原

則として実地検査により確認する。

- 3 委託先において、個人データの取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は本学自らが前項の措置を実施する。個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 保護管理者は、個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 個人データを提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人データの秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じなければならない。

(個人番号関係事務の委託)

第19条 個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

- 2 個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする際には、委託を受けた者において、本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- 3 個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第6章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第20条 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が関係法令、規則等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した教職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。この場合、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(教職員等に行わせることを含む。)ものとする。

- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、学長及び文部科学省に速やかに報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講じなければならない。

(漏えい等の報告)

第21条 総括保護管理者は、前条第3項の規定に基づく報告を受けた場合で、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、他の個人情報取扱事業者又は個人情報保護法第2条第11項に定める行政機関等（以下「行政機関等」という。）から当該個人情報データの取扱いの全部又は一部の受託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下の項及び次項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (5) 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれのある事態

イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ 個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理す

る特定個人情報

(6) 次に掲げる事態

イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

(7) 特定個人情報ファイルに記録した特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

(8) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態

イ 漏えいが発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

ロ 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人番号

ハ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

2 前項に規定する場合には、保護管理者は、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 前2項に定める報告又は通知の方法は、別に定める。

第7章 第三者への提供

(個人データの第三者への提供制限)

第22条 教職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない。）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者には該当しないものとする。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データを提供する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用する個人データを当該特定の者に提供する場合であって、その旨並びに共同して利用する当該個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 前項第3号に定める特定の者との間で共同して利用する個人データを当該特定の者に提供する場合、保護管理者又は保護担当者は、同号に掲げる項目を本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 保護管理者又は保護担当者は、前項の公表、又は通知を行った後、第2項第3号に掲げる項目のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に掲げる利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

第23条 保護管理者又は保護担当者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第27条第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報保護法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされて

いる措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして次に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

(1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

(2) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

2 保護管理者又は保護担当者は、前項の規定により、本人の同意を得ようとする場合には、別に定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 保護管理者は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、別に定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（特定個人情報の提供）

第24条 教職員等は、前2条の規定にかかわらず、保護管理者は、番号法第19条各号に定める場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第25条 保護管理者は、個人データを第三者（第2条第20項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第27条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、別に定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の別に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第22条第1項各号又は第2項各号のいずれか（第23条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第22条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から別に定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第26条 保護管理者又は保護担当者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、別に定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第22条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 保護管理者は、第1項による確認を行ったときは、別に定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の別に定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から別に定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第27条 保護管理者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下、同じ。）を個人データとして取得することが想定される場合は、第22条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ別に定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が本学から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、別に定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第23条第3項の規定は、第1項の規定により本学が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の保護管理者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第8章 仮名加工情報

(仮名加工情報の作成等)

第28条 教職員等は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別す

ることができないようにするために必要なものとして次に掲げる方法により、個人情報加工を加工しなければならない。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

2 保護管理者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして、保有個人情報等と同様に第15条に定める安全管理のための措置を講じるものとする。

3 教職員等は、第9条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第9条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第12条の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」とし、同条第4項第1号から第3号中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 教職員等は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合において第14条の規定は適用しない。

6 教職員等は、第22条第1項及び第23条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第22条第2項中「前項」とあるのは「第28条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、第22条第4項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第25条第1項ただし書き中「第22条第1項各号又は第2項各号のいずれか（第23条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第22条第1項各号のいずれか）」とあり、

及び第26条第1項ただし書き中「第22条第1項各号又は第2項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第22条第2項各号のいずれか」とする。

7 教職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 教職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1項に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

9 仮名加工情報及び仮名加工情報である個人データについては、第8条第2項及び第21条の規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第29条 教職員等は、法令に基づくほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

2 第22条第2項及び第4項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第29条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第4項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 第15条から第17条まで、前条第7項及び第8項並びに第50条の規定は、教職員等による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第15条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第9章 監査及び点検

(監査)

第30条 監査責任者は、個人情報 of 適切な管理を検証するため、第2章から第8章に規定する措置の状況を含む本学における個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

(点検)

第31条 保護管理者は、各事務室等における個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第32条 個人情報の適切な保護のための措置については、総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。

第10章 個人情報ファイル簿の作成及び公表

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第33条 総括保護管理者は、本学が保有している個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 本学の名称
- (3) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）
- (6) 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）
- (7) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (8) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (9) 記録情報の経常的提供先
- (10) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地
- (11) 他の法律又はこれに基づく命令の規定による訂正又は利用停止の制度

(12) 電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別

(13) 既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの有無

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 教職員等若しくは本学以外の行政機関等の職員等又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（これらの者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(2) 前号に規定する者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報ファイル又は前号に規定する者とこれらを併せて記録した個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(4) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(5) 前号の規定による個人情報ファイルに準ずるものとして、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルであって、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内のもの

(6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(8) 教職員等が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(9) 本人の数が1,000に満たない個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、保護管理者は、記録項目の一部若しくは第1項第7号若しくは第9号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人

情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第 1 1 章 開示、訂正及び利用停止並びに審査請求

(開示、訂正及び利用停止並びに審査請求)

第 3 4 条 本学における個人情報保護法に基づく保有個人情報等に関する開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに審査請求の取扱いについては、別に定める。

第 1 2 章 行政機関等匿名加工情報の提供

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第 3 5 条 本学は、この章の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 教職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合（この章の規定に従う場合を含む。）

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 教職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第 3 6 条 総括保護管理者は、保有している個人情報ファイルが第 2 条第 14 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に、第 33 条第 1 項各号のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第 38 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 第 38 条第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第 3 7 条 本学は、別に定めるところにより、定期的に、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第 1 項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第 3 8 条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報

報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を本学に提出していなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
- (3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
- (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第42条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- (7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- (8) 提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他別に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
(欠格事由)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 個人情報保護法第118条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除（第46条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契

- 約の解除を含む。)をされ、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (提案の審査等)

第40条 本学は、第38条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 第38条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 第38条第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 第38条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第42条第1項の基準に適合するものであること。
- (4) 第38条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 第38条第2項第6号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて別に定める必要な期間を超えないものであること。
- (6) 第38条第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 本学が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本学の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

2 本学は、前項の規定により審査した結果、第38条第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、別に定める書面により、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 第41条の規定により本学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
- (2) 納付すべき利用料の額
- (3) 利用料の納付方法
- (4) 利用料の納付期限
- (5) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

3 本学は、第1項の規定により審査した結果、第38条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、別に定める書面により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第41条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、別に定める書面を提出することにより、本学との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第42条 本学は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして次に定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に本学において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

2 前項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第43条 総括保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に、第33条第1項各号及び第36条各号のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の概要として行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報の項目
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第44条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第41条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第38条第2項及び第3項並びに第39条から第41条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第38条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第42条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、第40条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。

(利用料)

第45条 第41条（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、本学の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

2 本学は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第46条 本学は、第41条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第39条各号（第44条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別の禁止等)

第47条 教職員等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合して

はならない。

2 本学は、行政機関等匿名加工情報、第35条第4項に規定する削除情報及び第42条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において、「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために、保有個人情報等と同様に第15条に定める安全管理に必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第48条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する教職員等若しくは教職員等であった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第49条 総括保護管理者は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、インターネットその他適切な方法によりあらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他適切な方法により当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 教職員等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 保護管理者は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして、匿名加工情報を適切な管理のために、保有個人情報等と同様に第15条に定める安全管理に必要な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、本学から匿名加工情報の取扱いの委託を（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第13章 苦情処理

（苦情処理）

第50条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに関する問合せ、相談及び苦情（以下、「苦情・相談」という。）の適切かつ迅速な処理を図るために必要

な措置を講ずるものとする。

2 本学に、苦情・相談の受付等を行う窓口を設置し、責任者を指名する。

第 1 4 章 行政機関との連携

第 5 1 条 本学は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、関係省庁と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

第 1 5 章 雑則

（雑則）

第 5 2 条 この規則に定めるもののほか、本学の保有個人情報等の適切な保護に関する必要な事項は、別に定める。

（第38条第1項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等）

第 5 3 条 本学は、第38条第1項又は第44条第1項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情処理）

第 5 4 条 本学は、本学における行政機関等匿名加工情報に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

1 この規則は、平成18年6月8日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学の保有する個人情報の管理に関する規則（平成17年3月24日規則第204号）は、廃止する。

附 則（平成18. 6. 22 18規則112）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20. 1. 24 19規則89）

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則84）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成22. 3. 29 22規則18）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 9. 25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27.10. 8 27規則25）

この規則は、平成27年10月8日から施行する。

附 則（平成27.12.17 27規則32）

- 1 この規則は、平成27年12月17日から施行する。
- 2 改正後の第43条の規定は、施行日以後に締結される業務委託契約に基づき行われる業務委託について適用し、施行日前に締結された業務委託契約に基づき行われる業務委託については、なお従前の例による。

附 則（平成28. 4.28 28規則1）

この規則は、平成28年4月28日から施行する。

附 則（平成29. 3.23 28規則35）

この規則は、平成29年3月23日から施行する。

附 則（平成29.10.5 29規則11）

この規則は、平成29年10月5日から施行する。

附 則（平成30.12.13 30規則9）

- 1 この規則は、平成30年12月13日から施行する。
- 2 改正後の第43条の規定は、施行日以後に締結される業務委託契約に基づき行われる業務委託について適用し、施行日前に締結された業務委託契約に基づき行われる業務委託については、なお従前の例による。

附 則（令和元.11.18 元規則30）

この規則は、令和元年11月18日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

附 則（令和4. 3.17 3 規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 7.28 4 規則9）

- 1 この規則は、令和4年7月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第18条の規定は、施行日以後に締結される業務委託契約に基づき行われる業務委託について適用し、施行日前に締結された業務委託契約に基づき行われる業務委託については、なお従前の例による。

附 則（令和6. 2.15 5 規則47）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。